

はりまちょうせいねんこうけん

播磨町成年後見 センターのご案内

住み慣れたまちで自分らしく
安心して暮らしていくために

こんな心配はありませんか？

最近、物忘れがで
てきた。誰か信頼
できる人に管理を
頼みたい。



よくわからない
高額な商品の契約
を結びそうに
なった。



私たち親に何か
あった時、障がいの
ある子どもの将来が
心配。



離れて暮らす親が
認知症に・・・。
これからの暮らし
は大丈夫かな。



成年後見制度って
聞くけど、
どのような制度
なの？



成年後見制度を利用すると どんなことをしてもらえるの？

1 あなたのお金の使い方を、あなたと一緒に考えます（財産管理）

あなたが、生活に必要なお金に困らないよう、ひと月のお金の使い方を、あなたと一緒に考えます。



2 あなたの暮らしに必要な手続きなどを行います（身上保護）

あなたらしい生活のために必要な福祉・介護などのサービスと一緒に選びます。そして、利用するための手続きを行います。



3 不利益な契約の取り消しをします。

あなたが契約の内容をよく分かっていない状態で、自分に不利益な内容の契約をしてしまったとしても、後見人等はこれを取り消すことができます。



あなたがどのように暮らしたいのかをあなたと一緒に考えていきます。



▶ 後見人等の仕事は、家庭裁判所が監督しています。

後見人等は、家庭裁判所に対して、定期的に、財産管理業務の内容やご本人の生活状況を報告しています。家庭裁判所は、後見人等から提出された報告書を確認して後見人等の仕事が適正に行われているかどうかを監督しています。



家庭裁判所

▶ 後見人等にもできないことがあります。

事実行為 ⇒ 送迎、日用品の買い物、掃除や洗濯、介護や入浴介助

身分行為 ⇒ 養子縁組、婚姻や離婚、子の認知

医療行為の同意 ⇒ 手術など苦痛や危険を伴う医療行為への同意、延命治療の拒否や同意

その他、後見人等がご本人の保証人になることなど

成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどによる**判断能力の低下があることで**、日常生活で心配ごとを抱えたり、困りごとが起きることがあります。

そんな方々が、安心して暮らせるように、ご本人の意思を尊重しながら、生活や財産を守り、契約を代わりに行うなど、さまざまな法的支援を行う制度です。

①法定後見制度（すでに判断能力が低下している場合）

法定後見制度

判断能力が衰えた後に、家庭裁判所で後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」と言います）を選任してもらい、選任された後見人等が、ご本人に代わって、財産の管理や身上監護をする制度です。

後見

保佐

補助



法定後見制度の3類型

診断書などを参考に
3類型が決まります



後見

判断能力が
全くない

保佐

判断能力が
かなり衰えている

補助

判断能力に
不安がある

ご本人の判断能力低下の程度に応じて、後見類型、保佐類型、補助類型に分けられます。また、それぞれの類型ごとに、ご本人に支援できる内容・範囲が異なります。

②任意後見制度（判断能力があるうちに、将来に備える場合）

ご本人に**十分な判断能力があるうちに**、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

※任意後見制度について、ご質問があればセンターまで、
ご相談ください。

ご本人は、将来のために後見人等と後見事務の内容をあらかじめ定めておく



依頼

→



申立手続きの流れ

成年後見センターに相談

申立の準備
・医師の診断書など

申立
後見・保佐・補助

調査
家庭裁判所調査官が
事情を尋ねたり、問
い合わせたりします

鑑定
診断書だけでは、ご
本人の判断能力が判
定できない時には、
医師の鑑定が行われ

審判
審判の結果が申立
のもとに届きます

支援の開始



家庭裁判所

よくある質問



Q 後見人等を選任する申立は誰でもできますか？

A 申立をすることができる方は、ご本人、配偶者、四親等内の親族（父母、子、兄弟、孫、祖父母、甥や姪など）、市町村長等に限られます。

Q 申し立てた後で、取り下げることはできますか？

A 家庭裁判所で申立が受理されると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。

Q 申立費用はどれくらいかかりますか？

A 申し立てにかかる費用は、診断書作成料、裁判所に納める切手代、収入印紙代等があり、1万5千円程度になります。また、鑑定を実施した場合、鑑定費用として別途3万円～10万円を裁判所に納めることができます。なお、申立を弁護士・司法書士に申立代理業務を依頼した場合は別途弁護士・司法書士に対して費用を支払う必要があります。

Q 後見人等に対する報酬はどれくらいかかりますか？

A 後見制度を利用すると、ご本人は後見人等に対して報酬を支払う必要があります。後見人等への報酬の額は、家庭裁判所がご本人の財産や後見人等の職務内容に応じて決定します。

Q 実際に支援を受けるまでに、どれくらい時間かかりますか？

A 申立から後見人等による援助開始まで、約1～4ヶ月かかります。（目安）

Q 後見制度を利用開始後に、途中でやめることはできますか？

A 一度、成年後見制度を利用すると途中でやめることができません。ご本人が亡くなるまで続きます。「成年後見制度は途中でやめることができない」ということをよく考えて、利用するかどうか決めてください。

Q 後見人等にはどのような人が選ばれますか？

A 後見人等の候補者や、ご本人に必要な支援内容を参考に、家庭裁判所が、ご本人に最適と判断される方を選任します。具体的には、親族後見人、弁護士、司法書士、社会福祉士、市民後見人などが候補者としてあげられます。

その他、成年後見制度について、ご不明な点があれば
お気軽に成年後見センターまでご相談ください。

►播磨町成年後見センターの役割

- 成年後見制度のご説明
- 成年後見制度に関するご相談と利用支援
※ご相談については、ご自宅に伺うことも可能です。
- 法律相談のご案内（事前予約制）
- 後見制度の広報啓発や講演会の開催

社会福祉士がご相談対応いたします。



後犬ちゃん

►相談日時

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※土・日・祝日・年末年始を除く

判断能力が低下している方への制度として、成年後見制度のほかに、
日常生活自立支援事業があります。お気軽に成年後見センターまでお尋ねください。

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方に対して、ご本人との契約に基づいて、**福祉サービスの利用援助**や**日常金銭管理サービス**等の支援を行います。

利用方法 ➤ 利用希望者と支援計画に基づいた契約を交わし、援助を開始します。

援助内容 ➤

- 福祉サービスの利用援助（福祉サービス利用に関する相談、契約のお手伝いなど）
- 日常金銭管理サービス（公共料金などの支払いや金融機関での入出金など）
- 通帳・印鑑の預かりサービス

利用料金 ➤ サービス提供1時間当たり1,000円(基本料) 30分ごとに500円加算されます。

※契約に至るまでの問い合わせや相談は無料です。

制度を利用するにはどうしたらいいの？
ちょっと相談してみたい。
ぜひご相談ください！



てんいちさん

たてよこさん

お問合せ・ご相談はこちらへ

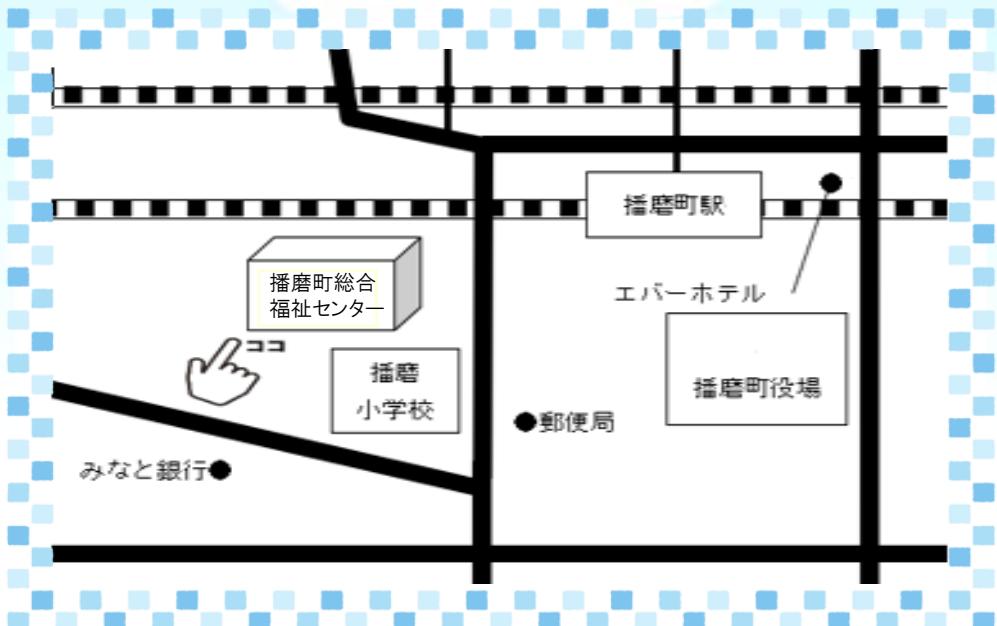
受託法人

社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会

播磨町成年後見センター

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※土・日・祝日・年末年始を除く



〒675-0143 加古郡播磨町宮北1丁目3番5号
播磨町総合福祉センター1階 (播磨小学校体育館の横の建物)

☎ 079-435-8801

✉ kouken@harima-wel.or.jp

